

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第17回）議事録

1 日 時 平成21年6月1日（月）16:00～17:50

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、清原 慶子、新美 育文、村上 輝康、根岸 哲、
大谷 和子、岡田 仁志、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、中村 伊知哉、
藤沢 久美

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、
戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、久保田官房審議官、阪本官房
審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、淵江事業政策課長、
渡辺電波政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第17回）」を開催させていただきます。

本日は、取りまとめの方向性（案）についてご審議をお願いしたいと存じます。

それでは、まずは事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第1枚ものの後は、資料1といたしまして前回の当委員会の議事概要でございます。資料2といたしまして、取りまとめの方向性（案）という資料でございます。A4縦の様式で22ページまでございまして、そのあとにA4横の形式で別紙をお付けしている資料でございます。それから、参考資料1といたしまして、昨年12月に当委員会でお取りまとめいただきました検討アジェンダ、そして参考資料2といたしまして、昨年6月の中間論点整理をお付けしてございます。過不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議事、資料2ですが、これはただいまご紹介がありましており、22ページ、そして別紙までございますので、4つのパートに分けてまいりたいと思います。

まず「1. 法体系見直しの必要性」から「2. 伝送設備規律」まで。ページ数で申しますと、6ページまでの審議と検討をお願いしたいと存じます。事務局より6ページまでの説明をお願いいたします。

(2) 取りまとめの方向性（案）について

ア 「１．法体系見直しの必要性」及び「２．伝送設備規律」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、１ページをお開きいただきたいと存じます。１．といたしまして、法体系見直しの必要性について簡単に触れてございます。

まず、(１) ２０１０年という節目でございます。明年、平成２２年（２０１０年）は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消、放送の完全デジタル化という、通信・放送に係る２つの大きなインフラ政策の目標達成期限を、間近に控える年でございます。

こうしたインフラ面の整備だけではなくて、整備されたインフラを最大限に活用できる政策を展開することが肝要でございまして、制度設計もその大きな一つでございます。

これまでも通信・放送融合・連携型のサービスが実現されてきておりますが、デジタル化、ブロードバンド化の達成される２０１０年代には、融合・連携型の新たなサービスが続々と登場してくるものと期待されるところでございます。

世界最速・最安のデジタル・インフラ上で、世界最先端の通信・放送サービスを実現していくために、法制度につきましても、他の先進諸国に比べて最も合理的・先進的な内容を目指すことが適当と記述をさせていただいております。

(２) 現行の法体系を改めて簡単に振り返ってございます。本日６月１日は電波の日でございますが、昭和２５年６月１日に電波法と放送法が制定・公布されたことから、現行の通信・放送法制は整備されてきてございます。

技術の進展に応じ、あるいは政策課題に対応するため、無線か有線か、通信業務用か放送用か、自ら設備を設置するか、他の事業者の設備を利用するか、テレビかラジオか、放送かインターネット上の情報か等の違いに応じて、逐次、法制が整備されてきております。

しかしながら、デジタル化、ブロードバンド化の進展によりまして、通信業務用の設備を放送に、あるいは放送用の設備を通信業務用に活用することが技術的には可能な２０１０年代以降を展望いたしましたときに、放送で４本、通信業務でも複数の法律で構成される現行の法体系が、果たして簡素で分かり易い、また合理的な制度なのかという点は、改めて問い直さなければならぬと記述をさせていただいております。

そこで、次の２ページの(３)でございます。見直しに当たりまして、「伝送設備」、そして伝送設備を他人の通信の用に供する「伝送サービス」、また、伝送設備によって伝送される「コンテンツ」という３つの視点から、現行の法体系を見直すこととする。まさに当委員会ですらそういう検討作業、審議を重ねてきていただいたところでございます。

また、見直しに当たりまして、次の３つの目的を実現することを重視すると整理させていただいております。①といたしまして、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の大括り化・簡素化を図る。②といたしまして、経営の選択肢を拡大する制度の整備。③といたしまして、利用者・受信者の利益の保護という３つの目的を記載してございます。

その上で、伝送設備規律についてでございます。３ページにお進みいただきたいと思います。

まず、(１) 電波利用の柔軟化についてでございます。①の最初の「○」は、現行制度の確認でございます。現行の電波法上、無線局の免許を申請する際には、申請書に電気通信業務用、標準

テレビジョン放送等の無線局の開設の目的を記載することとされてございます。

これは、有限希少な電波の公平かつ能率的な利用を確保するために、目的に照らして適切であるかどうかという点を審査して免許を与えることを趣旨とするものでございまして、無線局の目的外使用は禁止されております。

実際の免許手続におきましては、免許申請におきまして複数の目的が記載されていれば、当該複数の目的に照らして免許の審査が行われております。実際、漁業用とスポーツ・レジャー用を兼ねる無線局、鉄道軌道事業用と電気通信業務用を兼ねる無線局など、複数の目的を有する無線局が一部に存在しております。

他方で、放送する無線局につきましては、他の無線局とは申請、審査、免許の手続が別に定められておりまして、放送とそれ以外の目的を有する無線局の免許申請手続は規定されておられません。

また、無線局の目的を事後的に変更することにつきましては、免許人が電気通信事業者の方から電気通信業務の委託を受けるという場合に限られておりまして、総務大臣の許可を受けて行うことができることとされております。ここまでが現状の制度の確認でございます。

次の「○」でございますが、しかしながら、技術の進展によりまして、今後、次のようなニーズが想定されることから、新たな法体系への移行に際しましては、制度の大括り化のまさに一環として、電気通信業務用・放送用など、通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度を整備することが適当である。ただし、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当であるとしてございます。

ニーズの例といたしまして、一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ。また、電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ。さらに、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域におきまして放送の公共的役割を損なわない範囲で、他の放送又は特定の携帯端末や電子看板、デジタルサイネージへの送信を行うニーズ等が考えられるところでございます。

具体的な制度設計といたしましては、通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局のまず免許制度を整備する。その上で免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする制度を整備することが適当と記述させていただいております。

以下、3つの「○」は、制度設計に当たっての留意事項でございます。

まず、「その際」のところの「○」でございますが、「本来の目的」をないがしろにして、他の目的のためのみに無線局を利用することのないよう、制度を設計することが必要としてございます。その次の「○」では、電気通信業務用あるいは放送用の無線局免許は、競願手続を経て付与されるものでございます。比較審査の結果として与えられた無線局の免許の目的を変更するような場合に、競願者との公平性をどのように確保すべきかについて検討を行うことが適当としております。さらに、国際法規、ITUの無線通信規則との整合性を踏まえることも求められるという3つの留意事項を並べてございます。

②をご覧いただきたいと思います。ホワイトスペースの活用についてでございます。新たな電波利用を実現するためには、①で記述しております一の無線局を複数の目的に利用できる範囲を拡大させることだけではなくて、今後、一層周波数が逼迫する中で、既存の周波数を活用するこ

とが極めて重要であるとした上で、こうした観点から、無線局の既存業務に影響を与えない範囲で、いわゆるホワイトスペースを活用するため、関係者による検討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえまして、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当と記載させていただいております。

(2)は新技術導入の促進についてでございます、①では新しい技術基準の策定を希望する方が、総務大臣に対しまして技術基準の策定を公式に提案することを可能とする制度について記述しております。

また②では、技術基準策定等に関する計画を総務大臣が作成し、公表することとする制度を整備する点について記載しております。

また③では、技術基準策定のプロセスの柔軟化といたしまして一例挙げてございますのは、次のページ、案件の軽重にかかわらず必須とされている電波監理審議会での意見聴取、この手続を任意化する等技術基準の策定プロセスを柔軟化することにつきまして記述をしております。

また④といたしまして、技術基準適合証明制度の見直しにつきましては、ソフトウェア無線の導入を視野に入れまして、技適マークの電磁的表示を可能とすること等について記載をしております。

(3)は迅速な新サービスの導入の促進についてでございます。

①といたしまして、免許等を要しない無線局、いわゆる免許不要局の範囲の見直しについて記載しております。現行法では、空中線電力の上限が法律上10ミリワットとなっている、この上限を見直しまして、免許不要局の範囲を拡大することが適当と記載させていただいております。

また②といたしまして、無線局に係る手続の見直し。一例といたしまして、携帯電話の基地局等につきまして、個別免許ではなく、包括免許とすることができるようにする等手続を簡素化する点について記述をしております。

(4)は電波を安心して利用できる環境の整備についてでございます、例えば②、現状の電波法では技術基準に無線設備が違反している場合に、電波の発射停止命令あるいは無線局の運用停止命令と、いきなり停止にいくような担保措置になってございますが、違反の程度・態様に応じまして、免許人等に対しまして技術基準に適合させることを命ずる制度を設ける点につきまして記述をしております。

(5)その他の見直し事項といたしまして、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大を図る等電波制度について所要の見直しを行うことが適当という点について記載させていただいております。

6ページまでにつきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明を踏まえまして、6ページまでの点につきましてご審議をお願いできればと存じますが、いかがでございましょうか。

大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。方向性については今までの議論を踏まえた形でまとめていただいて、特に違和感はないのですけれども、資料でいいますと2ページに見直しに当たっての3つの視点と目的を記載されておまして、特に目的はどの目的も重要な目的だと考え

るものですが、あえてその3つの視点と3つの目的という3にこだわらなくてもいいのではないかと考えておまして、昨年、アジェンダを整理した際に、この見直しに当たっての目的というか、配慮すべき事項の中に情報の自由な流通をさらに促進させる体系ですとか、それから情報通信の安全性・信頼性の確保といった視点も入っておりまして、もちろん重複するものもたくさんあるとは思いますが、その目的の中に実際に伝送サービス規律には情報通信の安全性・信頼性の確保にかかわる新たな施策も盛り込まれていることだし、ぜひそのような視点も言葉として明記していただくほうがより理解しやすいものになるのではないかと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。確かに3にこだわる必要はないだろうとは思いますが、ただ、歯止めをなくすと、どんどん増えていくということもありますので、そこは事務局と相談して書き方を工夫させていただければと思いますが、ほかにはいかがでございましょうか。

伊東先生、お願いいたします。

【伊東委員】 3ページの関係でございそうですが、現行の法制度では放送用の周波数は放送にしか使えないという解釈でよろしいのかと思いますが、そうだとしますと、ちょっと教えていただきたいのは、有料放送で個人の契約情報、E・M・M情報と言われているものを放送波で伝送しているのですが、この情報は特定の受信者にしか届かない情報のような気がするのですが、どのような解釈でそれを放送波で送っておられるのか、教えていただけるとありがたい。

【秋本融合戦略企画官】 詳細を確認いたしまして、また次回の会合でご説明させていただければと考えております。

【長谷部主査】 では、それは宿題ということでお願いできればと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。清原委員、お願いいたします。

【清原委員】 ありがとうございます。ちょっと細かいことで恐縮なのですが、1ページの(2)現行の法体系の「○」の2つ目でございしますが、「デジタル化、ブロードバンド化の進展によって、通信業務用の設備を放送に、放送用の設備を通信業務用に活用することが技術的には可能な2010年以降を展望したとき」と書かれているのですが、実際には技術的にはかなり前から可能性はあったと思ひまして、細かいことではございますが、技術的な可能性が増大するとか、拡充するとか、そういう表現のほうが現実的かなと思ったのが一点。

その上で、先ほど大谷委員もご指摘になりましたように、2ページの見直しに当たっての3つの目的の最後に「利用者・受信者の利益の保護」というのがあることと連動させて考えますと、現行の法体系が、先ほどの(2)の「○」の2つ目でございしますが、「放送で4本、通信業務でも複数の法律で構成される現行の法体系が、放送や通信業務を行おうとする者にとって、果たして簡素で分かり易い制度なのかという点は、改めて問い直されなければならない」とあるのですが、私たちの議論は、必ずしも放送や通信業務を行おうとする方々のみを視点に入れていなかったようにも思ひまして、現行の法体系をレビューするときに、利用者・受信者の側に立っても、なかなか関連法が多過ぎて、自分たちを守るべき内容がどこにあるのか、少々わかりにくかったという経過もございしますので、ここは単に放送や通信業務を行おうとする者にとってだけではなくて、一般的にもこれらの法制がやや複雑であったという整理のほうが後ほどの見直しに当たっての3つの目的には合致するのかなと思ひました。大変細かいことではございますが、よろしくお願ひい

たします。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。大変参考になるご指摘ですので、ご指摘を踏まえまして、書きぶりにつきましてはまた検討させていただくということでお願いいたします。

根岸委員、お願いします。

【根岸専門委員】 これも言葉の問題かもしれません。今、お話のご意見にも賛成ですが、1ページの今のところ、「放送や通信業務を行おうとする者にとって、果たして簡素で分かり易い制度なのかという点は」と書いてあるのですけれども、それはそうだと思います。でも、「簡素で分かり易い制度」という点を改めて問いますと、そこに多分先ほどのご説明では別な言葉をつけ加えられたと思いますね。合理的とかいう言葉が使われた。そして、それは合理的という言葉がいいかどうかちょっとわかりませんけれども、「簡素で分かり易い制度」、この点をあまり強調するのは、確かにそれは問題だけれども、それ以外のおっしゃったような合理的とか、若干上位概念というか、そっちを使っていた方がいいのではないかと思います。それは多分、目的と視点というのと重なるとお考えになったかも知れませんが、この文章としてはもう少し加えていただけた方がいいのではないかと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。もう少し華のある言葉が必要かというお話のようでございます。

では、村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 この情報通信分野の技術革新が、次第に有線のほうから無線のほうに移っていくという感じがあると思うのですが、それに対して柔軟化とか、提案制度だとか、弾力性を持たせるとかというような規制緩和的な側面が十分入った非常にいいものになっていると思います。この個々の施策については、必要なものはどんどんタイミングよく実現していくことを期待したいと思います。

先ほど大谷委員が問題提起された3つの目的のところですが、規律の国際化という視点が中間論点整理からはすっぱりと抜けているのですが、この検討をざっとやってみて、もう一度規律の国際化という視点でチェックすることが必要なかと思っております、どこかにこの視点が入っていてもいいのかなと思いました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。伝送設備規律に関しては、特にご意見等はございませんでしょうか。もう一度ならずご議論をいただいたところでございますので、それではまた後ほど論点は出てくる可能性はございますけれども、とりあえず先に進ませていただければと存じます。

それでは、次に伝送サービス規律についての審議・検討をお願いしたいと思います。事務局から7ページから10ページまでの説明をお願いいたします。

イ 「3. 伝送サービス規律」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、7ページをご覧くださいと思います。「3. 伝送サービス規律」についてでございます。

まず、(1) 伝送サービス規律の再編についてでございます。

①で伝送サービスの定義につきまして、「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」と

することが適当であると記載させていただいております。

その上で、②伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲につきまして、外形的には「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」に該当するものの、電気通信事業法ではなく、他の法律によって規律されている３つの役務について、③以下で検討するとしてございます。

その③でございますが、受託放送役務でございます。現行の放送法５２条の１０第１項に規定されております。この受託放送役務につきましては、放送の業務を行うことにつきまして国の「認定」を受けた特定の放送事業者の放送を確保する観点から、現行の受託放送制度に準じた制度を新たな法体系の下でも引き続き整備することが適当とまず記載してございます。

その上で、次の「○」でございます。このように現行の受託放送制度に準じた制度を整備することといたしますと、電気通信事業者とは異なる面が出てまいります。すなわち利用の申込みがあれば、基本的に公平な取扱いが求められるのが電気通信事業でございますが、この受託放送役務は、「認定」を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供するものでございます。したがって、一般の伝送サービス規律、現行の法体系で申しますと、電気通信事業法になるわけでございますが、この一般の伝送サービス規律のすべての規定をこの受託放送役務に適用することは不適當であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当であると記載させていただいております。

次に④、有線テレビジョン放送法第９条に規定のございます有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務、いわゆるチャンネルリースの義務についてでございます。

最初の「○」で、電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが、まず制度的に可能になっております。これに加えて実態といたしましても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化、いわゆるブロードバンドの普及が進んでおり、一定のカバー率を達成しているなど、有線テレビジョン放送法施行当時と異なりまして、有線テレビジョン放送施設の使用の承諾を義務付ける規定がなくても、代替的な手段によって有線放送が行われる環境が整っているため、このチャンネルリースの義務付け規定を廃止することが適当と記載してございます。

ただ規定を廃止するだけでございまして、実際にはご契約されて構わないわけでございます。この契約関係をどう規律するかにつきましては、有線テレビジョン放送法に代えて電気通信事業法を適用することとし、契約内容について、不適正かつ不明確な料金設定、あるいは不当な差別的取扱い等があれば、例えば、一般の伝送サービス規律における業務改善命令の規定の適用対象とすることにより対応することが考えられる、としております。

なお、現に施設を提供しておられる有線テレビジョン放送事業者につきまして、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・適用除外措置を講ずることが適当と記載してございます。

次に、⑤有線放送電話についてでございます。この有線放送電話につきましては、最初の「○」の中でこの「有線放送電話に関する法律」という法律そのものを廃止し、通常の音声電話と同様の取扱いとすることが適当と記載してございます。

次の「○」でございます。具体的には、一般の伝送サービス規律を適用することとし、参入の「許可」は「登録」又は「届出」に緩和、技術基準に関しましては、有線電気通信法の技術基準

ではなく、音声電話役務に係る現行の電気通信事業法に基づく技術基準を適用することが考えられると記載してございます。

なお、現に行われている有線放送電話業務につきまして、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・特例措置等を講ずることが適当としてございます。

その上で、⑥でございますが、以上を踏まえ、伝送サービス関連の規律につきまして、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としてございます。

(2) は有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直しでございます。

まず、①は施設の設置に係る許可制についてでございます。最初の「○」はチャンネルリースの箇所とはほぼ同様の記述でございます。まず、制度的に電気通信役務を利用して有線放送を行うことが可能になっている。実態としても、ブロードバンドの普及が進んでいるということで、自ら施設を設置して行う有線テレビジョン放送と同様の有線役務利用放送が行われる環境が整っており、有線テレビジョン放送法施行当時と比べて、必ずしも施設のすべてが地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないものと考えられる、としております。

したがって、許可制によって担保されている一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止等につきまして何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減、柔軟な事業運営を促進する観点から、許可制を廃止し、規律の合理化を図ることが適当としてございます。

措置の具体例といたしまして、「許可」に係る施設について確保、審査してきております技術基準適合性を、例えば「登録制」のもとで引き続き参入時に審査する等のことが考えられるところでございます。

②は施設の譲渡等の認可制についてでございます。この認可制につきましては、許可制の廃止に伴いまして併せて廃止することが適当と記載してございます。

③は施設設置に係る国及び公共団体の配慮規定についてでございます。この点につきましては、有線テレビジョン放送施設の有用性については変わりがないため、その円滑な設置を促進する観点から、この配慮規定は引き続き維持することが適当としてございます。この配慮規定によってどのような事項が配慮されるかと申しますと、土地の使用、あるいは電柱の共架手続等々でございます。後の(4)とも絡んでまいります。

(3) でございます。放送・有線放送の安全・信頼性の確保についてでございます。

現行法におきましては、放送・有線放送に係る技術基準といたしましては、放送の品質確保、受信設備の低廉かつ安定的な供給等を確保するため、「放送に関する送信の標準方式」が放送の種別ごとに、例えば、デジタルテレビといった放送の種別ごとに定められているところでございます。他方で、放送・有線放送に係る安全・信頼性を確保する観点の規律につきましては、現行の法体系におきましては、十分な規定が存在しているとは言えない現状でございます。

実態といたしましても、近年の放送中止事故の実情を見ますと、電源設備、停電対策、防火対策の不備等によりまして、長時間にわたり放送が停波した事例がございまして、

そこで、新たな法体系におきましては、緊急災害時はもちろんのこと、日ごろから国民生活に必要な情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送・有線放送につき

まして、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当であると記載してございます。

設備の維持義務に係る規定のイメージでございますが、※で注を打ってございます。一定の設備、小規模設備は例外とすることが必要かと考えてございますが、この設備の損壊又は故障によりまして、放送の業務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすることという点を定める。また、設備に係る責任分界を明確にしておくことといった規定を定めることが想定されるところでございまして、具体的な規定につきましては、今後、放送・有線放送の実状を踏まえた上で検討することが適当であるとしてございます。

また、技術基準に違反した場合の担保措置につきまして、設備の改善命令や技術基準適合命令のような担保措置を整備し、安全・信頼性の実効性を確保することが適当といたしてございます。

(4) はいわゆる公益事業特権についての規律でございます。放送・有線放送の施設設置の円滑化につきまして、次のページ、放送事業者・有線放送事業者の設置する施設につきましても、認定を受けておられる電気通信事業と同様に、道路占用の許可を得るに当たって、道路管理者側が許可しなければならないという許可の義務化や、他人の土地等の使用をしやすくなる協議認可制度を導入すること等の是非につきまして、関係省庁と調整した上で検討することが適当であると記載してございます。

10 ページまでにつきましては以上でございます。

【長谷部主査】 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様方、ご審議をお願いできればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【新美委員】 よろしいですか、一つ。

【長谷部主査】 新美先生、お願いいたします。

【新美委員】 重大事項の報告義務等についての9 ページですけれども、これは関係箇所に報告をするということは重要なことなのですが、ついでに望むべくは視聴者に対する事後的な説明義務みたいなものも入れておいたほうがよろしいのではないかと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。これは場所としてここに置くかどうかもちよっと検討させていただければと思いますが、その点も含めまして少し検討させていただきます。

ほかにはいかがでございましょうか。大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。今のご指摘の関係で、電気通信事業法の一般的な伝送サービス規律を採用した場合に、事後的な説明義務は現存の体系の中にはなかったように記憶しているのですけれども、あるいはガイドラインの細かいところまでは十分に認識していないために、この放送だけにとどまらない新たなご指摘のかなと受けとめたわけですが、すみません、事務局のほうから教えていただけないでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 電気通信事業法におきましては、電気通信事業法の28条であったと記憶しておりますけれども、委員の皆様のお手元の情報通信法令集ですと1505 ページの上段に電気通信事業法の28条の規定がございまして。法律の規定といたしましては、重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに遅滞なく総務大臣に報告しなければならないとされてございまして、報告を受けて、行政側の実務といたしましてこれを集計し、年に1度このような重大事故が過去あったということを通信事業者の固有名詞入りで、事故の原因とともに

事実上公表しております。ですが、これは行政側で公表しているものでございまして、通信事業者の方々に利用者への事故原因の説明義務等を課しているものでは、確かに現行法はそういう体系にはなってございません。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。そうしますと、新美先生のご指摘は、ここの部分に書かれている有線放送に限定した説明義務ということなのか、それとも伝送サービス規律全般に対して視聴者というか、利用者への事後的な説明義務を課したほうがいいのではないかというご意見なのか、どちらなのか教えていただけると。

【新美委員】 私はむしろ後者で、すべからく説明すべきだと思っているわけです。それはサービスの利用契約でありますので、そのサービスの利用ができないことについて何ら説明がないのは少し問題があるのかなと思いますので、その辺はこの箇所を書くのかどうかはともかくとして、検討しておいたほうがいいのではないかと思います。

【長谷部主査】 多賀谷委員、お願いいたします。

【多賀谷専門委員】 その話は若干悩ましい話でして、基本的にこの場合の伝送サービス規律、伝送サービスを行う者は広い意味ではキャリアなわけですがけれども、一般の電気通信サービスの場合にはキャリアが直接ユーザーと契約を結ぶ場合があるし、それからプロバイダが結んだりする。プロバイダ等が約款上、そういう事故が起きた場合の利用者に対する通知の話ということになるわけですがけれども、これは伝送サービスの上にコンテンツが乗って、コンテンツメディアサービスが行われる場合、メディアサービスの場合にはユーザーという概念が必ずしもないところがあって、その場合に伝送サービスとコンテンツサービスが離れた場合に、伝送サービスを提供する者がユーザーに対してそういう事故があった場合の責任を負うかどうかというのは、これまでの法制では存在してない話なので、検討すべきだったり、私は多分、有料放送の場合には新美委員が言うような話になるのではないかと思いますけど。

【長谷部主査】 論点のご指摘、どうもありがとうございました。いずれにしましても新美委員のご指摘を踏まえまして、どのような書きぶりが可能かちょっと検討させていただければと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。とりあえずは先に進んでもよろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、4のコンテンツ規律につきましてのご審議をお願いしたいと存じます。それでは、事務局から11ページから18ページまでの説明をお願いいたします。

ウ 「4. コンテンツ規律」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、11ページをお開きいただきたいと存じます。4.のコンテンツ規律についてでございます。

まず、(1)メディアサービス（仮称）の範囲についてでございます。

まず、最初の「○」でございます。「放送」（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）は、その送信の特徴、すなわち公衆による直接受信であるということから、社会的な影響力が大きいこと。また、無線によるものにつきましては、有限希少な周波数を占有する

ものであることから、放送法制によって包括的に規律されておりまして、こうした放送の特徴自体は新たな法体系の下でも変わりはないところでございます。

他方、インターネットによる一斉同報等放送に類似した通信を、放送とともに「メディアサービス」（仮称）としてコンテンツ規律の対象とすることにつきましては、昨夏に実施いたしましたパブリックコメントにおきましても、昨年秋に実施いたしました関係事業者等からのヒアリングにおきましても、批判的なご意見、あるいは慎重なご意見が多く、これまでの考え方を変えるに至るまでの必要性は認められないと記述いたしております。

そのため、今般の新たな法体系におきましては、「メディアサービス」の範囲をいわゆる従来の「放送」ととどめ、その概念を維持することとし、公然性を有する通信コンテンツのうち違法有害情報につきましては、まずはプロバイダ責任制限法や青少年インターネット環境整備法等により、引き続き対応することが適当と記述しております。

（２）コンテンツ規律の基本的な考え方。その中で、①コンテンツ規律の集約・大括り化についてでございます。

最初の「○」で、「放送」としての規律の共通性等から、放送関連四法の集約・大括り化を行うことが適当であると記載してございます。

他方、プロバイダ責任制限法は、放送関連四法と規律の対象や内容を異にするものでございます。民事上の責任制限法になってございます。このプロバイダ責任制限法の集約・大括り化につきましては、放送関連四法の集約・大括り化後のコンテンツ規律の内容を見つつ、法技術的にその可否を検討し、対応することが適当であると記述してございます。

②コンテンツ規律の目的についてでございます。放送は、この１１ページの下のほうにお示しておりますような様々な役割を果たしてございます。こうした役割を果たすことによって、豊かな国民生活、活力ある社会、地域社会の文化の維持発展などに寄与しております。こうした機能・役割は、コンテンツ配信を行う多種多様なサービスが出現する中でも、その社会的な影響力からみて、即座に変わるとは言い難いと記述してございます。

そこで、放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、こうした放送の機能・役割を適切に確保・発揮されるように制度整備をすべきであり、そのためには、放送の機能・役割を的確にとらえている現行放送法の第１条の目的規定をベースとすることが適当としてございます。

その上で、個々の規律につきましては、情報通信の高度化に伴いまして、コンテンツ配信を行うサービスの多種多様化といった環境の変化に、放送自体も柔軟に対応できるものとする必要があります。

具体的には、（３）以下で記述をしてございます。

まず、一定のメディアサービスを確保するための規律についてでございます。

アにおきまして、放送を確保するための枠組みの必要性について記述をしてございます。放送の機能・役割は、即座に変わるとは言い難い。今後も一定の機能・役割を担うことを確実に確保する必要があることから、現在の放送普及基本計画のような枠組み—以下基本計画としてございます—は必要であるとしてございます。この点は前回のこの委員会で、放送普及基本計画という名称のままでないのではないかというご意見をちょうだいしておりますので、このような枠組みを、以下基本計画と記述させていただいているものでございます。

次にイでございます。この放送を確保するための枠組みの対象・内容をどうするかという点についてでございます。

最初の「○」の４行目、制度的に確実に確保すべき放送の機能・役割をとらえる。そして、放送として有用な周波数の利用の公平を図る。また、番組編集の中立性の確保を図る。これらの必要性を踏まえて、この基本計画の対象を定めることが適当であるとしてございます。

この場合の制度的に確実に確保すべき放送の機能・役割といたしましては、全国的及び地域的に、多様な方法で、民主主義の健全発達から始まりまして、専門情報の提供といった国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた役割のほか、難視聴解消、地域間格差の是正等の役割と考えることが適当であるとしてしております。

その上で具体的には、基本計画の対象といたしましては、地上放送、特別衛星放送を対象とし、他方で、電波利用の柔軟化によって新たに実現される放送や一般衛星放送は、基本計画の対象外とすることを基本とすることが適当と記述してございます。

次の「○」でございますが、基本計画の内容につきまして、必要に応じて柔軟化を進めることが適当といたしております。例示しておりますのが２点ございます。

まず、基本計画の対象である放送をする無線局であっても、確実に確保すべき放送の機能・役割に支障を及ぼすことがない範囲で、事業活動の選択肢を拡大する。具体的には次のページに書いてございますが、電波利用の柔軟化、設備規律で見ていただきました放送用の無線局で他の放送、あるいは通信を行うことも可能とするということにつきまして、具体的な検討を進め、必要な対応を図ること。

次に第２といたしまして、地上放送の放送対象地域につきまして、具体的なご要望があれば、地域情報の確保の在り方に留意しつつ、一定の場合にはそれを選択的に拡大することにつきまして、その実現可能性等について検討を行うことが考えられるといたしてございます。

ウ、その他の箇所でございますが、ここの記述は、前回の委員会におきまして基本計画の対象とならない放送、例えば有線放送につきましても、必要に応じてその健全な発達を図るための基本的方針を明確にすることが考えられるのではないかとのご指摘を受けまして、記述させていただいているものでございます。

次に、②業務開始の手続についてでございます。

アといたしまして、経営の選択肢の拡大について言及してございます。すべての放送につきまして、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とし、一事業者で両方の手続に申請すること、あるいは別事業者と組んで片方の手続に申請することを可能とする。一致又は分離の別を事業者が選択可能とし、事業者の経営の選択肢の拡大を図ることが適当であるとしてございます。

その上で、イでございますが、放送施設の設置と放送の業務に係る手続を分ける場合の放送の業務に係る手続につきまして、次のようにすることが適当としてございます。

まず、基本計画の対象となる放送につきましては、一定の機能・役割を担うことを確保し、放送用として確保した限られた周波数を占有することを可能とするものでありますことから、例えば「認定制」のように適格性を有する方を比較審査できる手続とする。

他方で、計画の対象外の放送につきましては、必要最低限の適格性を判断できることが確保さ

れば足りることから、例えば電気通信役務利用放送法のような「登録制」の下で欠格事由を審査できる手続とするとしてございます。

ウは、放送施設の設置と放送の業務を別々の行政手続とする場合に、従来の地上放送についてどう考えるかという点についての記述でございます。

基本計画の対象となる放送のうち、従来の地上放送につきましては、これまで放送施設の設置者自らが放送の業務を行うという前提の下で、多くの無線局を長期間かけて整備し、管理・運用することにより、放送の確実な実施が確保されてきたものでございます。このため行政手続を別にするに際しましても、こうした放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から、放送施設の設置者、あるいはそれと一定の関係を有する方が放送の業務を行うことを希望する場合には、その希望が優先されるよう、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、施設の設置者と放送の業務を行う方との関係に配慮した措置を講ずることが必要であると記述してございます。

なお、放送施設の設置者と放送の業務を行う者が別人格となる場合が当然でございます。経営の選択肢として別人格となる場合がございまして、放送の業務の安定的な実施と放送番組の編集の自由を確保する観点から、現行の受委託放送制度と同様の規定を設ける。すなわち認定を受けた放送事業者に対して、放送施設の設置者は役務を提供するという規律を課することが適当であるとしてございます。

次の「○」は、また別のことについて記述してございます。例えば、衛星放送における受託放送事業者が自ら放送の業務を行う場合のように、放送施設の設置者が、放送の業務を行う他者に施設を提供しながら、自らも放送の業務を行う場合におきまして、自社チャンネルの優遇といった差別的な取扱いを防止する必要があるときは、そのための措置を講ずることが適当であると記述をしてございます。

エは、規律の振り分けに係る留意事項でございます。

放送施設の設置と放送の業務の一致を前提としてきた地上放送につきまして、それぞれ別々の行政手続といたします場合に、現行法の下では放送をする無線局の免許手続の中で、放送にかかわる様々な事項を審査してまいりましたが、これを無線局の免許に係る規律と放送の業務の認定に係る規律に振り分けることが必要と記述してございます。

振り分けに当たっての考え方を次の「○」でお示ししてございます。

現行の放送法におきまして、地上放送を行う無線局の免許に関し規定されている規定事項につきまして、受委託放送制度を参考にすると、次のように分けて考えることができる。

まず、(ア)でございますが、無線設備が混信等を起こすことがないかという点の確認につきましては、伝送設備規律に規定すべき事項であるとしております。

次に(イ)でございますが、表現の自由享有基準に合致しているか否かといった事項を審査するのは、コンテンツ規律に規定すべきものであるとしております。現行の法体系では、電波法7条にこの表現の自由享有基準の根拠規定がございまして、電波法を受けて省令が整備されているところでございますが、こうした規律はコンテンツ規律に規定すべきということでございます。

そして、(ウ)でございますが、伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に規定すべきものとしたしまして、伝送設備規律にあっては免許、再免許、コンテンツ規律におきましては認定、再認定、

そしてそれぞれの監督規律が考えられるところでございます。

こうして考え方をお示ししました上で、外資規制につきまして一つ項目を起こして、記述をしてございます。外資規制につきまして、現行の電波法は、周波数が有限希少な資源でありますことから、原則として自国民優先という考え方にに基づき、一般の無線局について3分の1、従来の地上放送につきましては5分の1を欠格事由としているところでございます。地上放送につきましては、一般の無線局と同様の事情、有限希少という事情に加えまして、放送の受信設備があまねく普及しており、大きな社会的影響力を有すること、また、有事の際には、国家安全保障上、放送の業務も、また放送施設の設置・運用に係る業務も、ともに重要な役割を果たすものであること、地上放送に割り当てる周波数は更に有限希少であること等から、新たな法体系におきましても、伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に現行と同様の規律、5分の1という欠格事由を整備することが必要であると記述させていただいております。

15ページにお進みいただきたいと思います。番組規律についてでございます。

まず、最初の「○」で、番組準則はすべての放送について必要と考えられると記述してございます。その上で、その他の番組規律につきましては、放送メディアごとに個々の番組規律を再構成することが適当といたしております。

具体的には次の「○」でございます。まず、アでございますが、基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送、地上放送を念頭に置いております。

こうした放送につきましては、最初の「・」でございますが、調和原則、災害放送等を中心として、現在の番組規律をすべて維持する。

次の「・」でございますが、放送の自主自律の原則の下で、その期待される機能・役割が十分に発揮され、視聴者の適切な選択に資することを可能とする環境を整備するため、放送事業者の社会的責任を踏まえ、放送事業者に対しその放送番組ごとに、例えば、教育、教養、報道、娯楽といった番組調和原則に規定のございます番組の種別、あるいは広告、その他といった点まで含めた種別と、当該種別ごとの放送時間、その分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を導入すると記載させていただいております。

前回の委員会における委員の方々からのご指摘を踏まえまして、こうしたディスクロージャーを求める制度の趣旨といたしまして、視聴者の適切な選択に資することを可能とするといった点を記述として追加しておりますほか、公表いただく内容といたしまして、分類に当たっての基本的な考え方の公表も求めたらどうかというご意見がございましたので、その点の記述を追加してございます。

次の「・」でございますが、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受けまして、「広告放送」の範囲を含めて、ショッピング番組の扱いにつきましても、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、前述の公表を求める制度について必要な対応を図ることが適当と記述してございます。

次のイは特別衛星放送を念頭に置いております。基本計画の対象である放送であって、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送でございます。

こうした機能・役割の確保に当たって必ずしも必要でない規律を緩和する、緩和の方向で見直

すという点をまず記述してございます。

併せて上記アと同様に、放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度を導入するとさせていただきます。

ウ、基本計画の対象でない放送につきましては、番組審議機関に係る措置も含めて、規律を緩和する観点から見直す。可能な限り番組規律の水準をあわせると記述してございます。

次に④、いわゆるマスメディア集中排除原則、表現の自由享有基準についてでございます。

これも総論の最初の「○」で、緩和を検討していくことが適当であるという緩和の方向性をお示ししてございます。

次のページにお進みいただきまして、コンテンツ規律として放送関連四法を集約・大括り化することに併せて、この表現の自由享有基準の根拠規定も集約・大括り化を図ることが適当である、としております。

その際、表現の自由享有基準は、放送事業者をどこまで支配可能か、トラポンで申しますと、何トラポンまで支配可能かという点を現行の法体系では省令で規定してございます。こうした具体的な規律を法律において規定することにつきましては、情報通信の高度化に伴う環境の変化に迅速に対応する必要があること等から、慎重な検討が必要であると記載させていただいております。

イの各論についてでございますが、地上放送のメディア別の基準の見直し、現行の体系では、テレビとラジオで、表現の自由享有基準については全く差がございません。そこで、テレビとラジオを別に考えて基準の見直しをすべきではないか、ということでございます。また、いわゆる三事業支配、テレビ、ラジオ、新聞の三事業支配が例外的に許容される範囲の整理。また、基本計画の対象外の放送につきまして、表現の自由享有基準の緩和の方向での見直しについて、必要な対応を図ることが考えられると記述させていただいております。

次に、⑤再送信制度の在り方についてでございます。

ア、義務再送信制度につきましては、地上放送の再送信メディアとしての役割を期待される有線テレビジョン放送は、引き続き難視聴解消に有効な手段と考えられるため、受信者利益の保護の観点から、現行と同様の制度を維持することが適当としてございます。

一つ飛んで次の「○」でございます。また、現行制度の下では、かつては有線テレビジョン放送施設者であった事業者が、電気通信役務を一部利用したことによりまして電気通信役務利用放送事業者に移行し、登録をし直し、よって義務再送信制度の対象から除外されてしまうという問題が生じておりますことから、何らかの合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むことが適当といたしてございます。

次にイでございます。裁定制度についてでございます。裁定制度は、まず、もともとの放送事業者に同意という強い権限を認めてございます。このため、なかなか同意が得られない場合に、受信者の利益にかなわない場合があるということで、そのバランスをとるべく、こうした裁定制度が設けられております。こうした制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することによりまして、受信者の利益を保護していく必要があるということでございます。受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できる、自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できるといった「受信者の利益」は引き続き確保すべき必要があると考えられると記述させてい

ただいております。

よって、裁定制度は、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信につきまして政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当と記述し、また義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同様の配慮、何らかの合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むことが必要としてございます。

また、新たな法体系における制度設計に当たりましては、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加えまして、多数の事業者間協議が進行中という現状も考慮することが必要としてございます。

⑥のあまねく受信努力義務につきましては、引き続き、あまねく受信努力義務・あまねく受信義務は基本計画の対象となる放送の確実な実施のために必要と記述させていただいております。

(4)「オープンメディアコンテンツ」についてでございます。

まず、違法な情報への対応につきましては、青少年インターネット環境整備法が本年4月1日から施行されておまして、その附則3条によって、「施行後三年以内に、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる」とされてございます。

また、プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大につきましては、総務省で別途開催いたしておりました検討会の最終報告書、本年1月に取りまとめられておりますこの検討会の最終報告書におきまして、「当面は自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ」、「各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに取り組むべきこと」とされておりました。

こうした点を踏まえて、今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当といたしております。

②の有害な情報への対応につきましても、青少年インターネット環境整備法の基本理念等々を踏まえまして、次のページでございますが、個別の取組を進めていく。そして、今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当であると記述をさせていただきます。

18ページまでにつきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、この4のコンテンツ規律につきましてのご審議をお願いできればと存じます。菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 このコンテンツ規律につきましては、この会の中でも何回か議論されていまして、そういうものを踏まえた形でまとめられたということで、この内容についてはおおむね賛成です。特に放送法の歴史を振り返ってみますと、新しいメディアができるたびに、例えば、有線放送とか、委託・受託とか、電気通信役務利用とか、どんどん放送の概念が拡大されてきて、広がってきてしまったというところで、今回、基本計画の対象となる放送とそれ以外の放送と分けていただいたのは、非常に意義のあることだと思います。

一つお願いがあるのは、これはきっちり読めばそれなりに読み取れるのですけれども、今後、ある程度まとまったところで、基本計画の対象となる放送とそれ以外の放送で、それぞれどのような規制の枠組みがそこにかかっているのかということをきっちと整理したもの、表なんかを作

っていただくと、最終的にどういう形になるかがよくわかると思うので、そういう資料をいずれかの段階で準備していただけるとありがたいと思っています。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 これまでの議論をまとめると、こういうことになると思います。それを踏まえてでございますが、今の菅谷委員のご発言にも関係しますが、12ページの下から2番目の「○」の部分の「一」ですけれども、「基本計画の対象としては、地上放送、特別衛星放送とし、地上放送のうち電波利用の柔軟化により実現する放送、一般衛星放送は、基本計画の対象外とすること」と規定をされています。

ここに関してなのですけれども、今の菅谷委員の基本計画の対象とする放送とそうでない放送はどう違うのかというところを明確にすると同時に、2番目の「一」の部分ですけれども、一般衛星放送といいますか、CSについては既に社会的な通念が成立していると思いますが、地上放送のうち電波利用の柔軟化により実現する放送については、どんな社会的通念が形成されていくかは、まだオープンなところがあるかと思います。したがって、一般衛星放送についての記述と、これから出てくるものについての記述については、差をつけておくべきなのではないかと思います。

それからもう一つは、オープンメディアコンテンツにつきまして、青少年インターネット環境整備法の動向を踏まえつつということかと思いますが、何となくこの書き方が投げやりといいますか、これにお任せしますよ、成り行きを注目したいという書き方になっているのですが、新しい情報通信法の体系という視点からいいますと、このオープンメディアコンテンツについて、施行3年以内の結果の検討が済んでからという時期について、どう考えるかについての考え方を、ある程度提示しておくべきなのではないかと思います。青少年インターネット環境整備法で、オープンメディアコンテンツに対する規律が確立するという判断が行われる場合にはそれで結構なのですが、そうでない場合には、情報通信法がこの部分をどう考えるかという検討が行われるという可能性を担保しておいたほうがいいのではないかと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。第1点については、ご指摘のとおりだと思います。第2点は、3年後の検討の結果をちょっと先取りすることもあるかなという感じですが、ただ、それに向けて基本的な姿勢のようなものは、もう少し書いていたほうがいいのかあるかもしれません。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。伊東先生、お願いします。

【伊東委員】 13ページの一番下の「○」、14ページの上から2つの「○」、この計3つの「○」についてお伺いしたいと思います。1つ目と2つ目及び3つ目の違いは放送の種別の違い、つまり1つ目は地上放送であり、2つ目及び3つ目は衛星放送について記述してあると読むのか、あるいは1つ目は参入のときの問題であって、2つ目及び3つ目は参入した後の運営の話と読むのか、私の日本語の理解能力がないのかもしれませんが、その辺がちょっとクリアではないような気がしたのですけれども。

【長谷部主査】 とりあえずご説明をお願いしますか、それでは。

【秋本融合戦略企画官】 伊東先生のご指摘はまさにそのとおりでございまして、最初の「○」

は地上放送についての考慮事項、特に業務を開始されるときの手続き、あるいは審査でどういうことを考慮すべきかという点について記述をしてございます。

それから、次の14ページの最初の「なお」で始まる文章でございますが、経営の選択肢の拡大の結果、施設の設置者と放送の業務を行う方が別人格となる場合がございます。別人格となる場合に、この基本計画の対象となる地上放送、あるいは特別衛星放送につきましては、放送の業務を行う方の安定的な業務実施と番組編集の自由を確保する観点から、現行の受委託放送制度、特に放送施設の設置者を規律しております受託放送制度と同様の規定を設けることが適当という記述でございまして、対象は地上放送と特別衛星放送、両方あり得るかなと考えてございます。

伊東先生のご指摘はまさに正鵠を射ておりまして、これは業務開始後の話でございます。特定の認定を受けた放送事業者に対して役務を提供しなければならないという規律でございますので、業務開始後の規律と受けとめていただければと思っております。

3つ目といいますか、14ページの上から2つ目の「○」、「また」から始まる文章でございますが、現在すぐに念頭に置けますのは、例えば衛星放送における受託放送事業者の方が、放送施設の設置・運用のみならず、自ら放送の業務を行いたいという場合が想定されます。他方で、従前から他の放送事業者の方に施設を提供しておられまして、一つのプラットフォームを形成されておられるというときに、自らも放送業務を行う場合に、自社チャンネルばかり優遇するという差別的な取扱いが懸念されるということは、昨年秋のヒアリングの場でも委員の方からご指摘がございましたので、このような記述とさせていただいております。

「例えば～の場合のように」と書いてございますのは、現状すぐ想定されますのが、衛星放送における受託放送事業者が放送の業務を行う、いわゆるソフトの業務を行う場合でございますけれども、今後、放送施設の設置者が他者に施設を提供しながら、自らも放送業務を行う場合に、プラットフォームを形成しているような場合におきまして、自社チャンネルの優遇といった差別的な取り扱いを防止する必要がある場合が出てくるかもしれませんので、そうした将来的な事項も見通して、このような記述をさせていただいているものでございます。ちょっと回りくどいご説明だったかもしれません。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

清原委員、お願いします。

【清原委員】 ありがとうございます。今回、メディアコンテンツの規律について12ページで整理をされていますように、改めて放送法の枠組みの中で第一義的に「民主主義の健全な発達」、「基本的情報の共有の促進」といった「現代社会の基盤を形成する役割」というところを重視し、「民主主義の健全な発達」というところから来る重要な意味を再確認したことは大変重要だと思います。

その上で、15ページ以降、番組規律におきまして、「総合的な編成のある放送」と「専門的な放送」、それから「基本計画の対象ではない放送」と、仮に大きく分けて整理をしていく方向性も私は大変現実的だと思いますし、今回、論点が整理できたと思います。

そこで、この方向性を尊重しつつ、一点だけ教えていただきたいのは、15ページの番組規律のアの枠組みの中の最後に、いわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受けて、改めて「広告放送」の範囲を含め、その扱いについて具体的な検討を進め云々という箇所

があります。これは今回の総合的な法制度の検討の中に含めていくのでしょうか。それともこのショッピング番組については、こうした検討に並行して、一定程度総務省でも検討する必要性をお考えなのかどうか。これは一方では、かなり専門的な放送と受け止められている部分もありますが、総合編成の中にもかなり位置づけられている部分もあり、このショッピング番組の扱いについて、何か具体的な動きがあれば教えていただければと思います。私はそれが必要であると今申し上げているわけではなくて、全体の法制度の検討の中の課題として位置づけているということであれば、それでも結構なのですけれども、それだけを教えていただければと思います。

【長谷部主査】 お願いできますか。

【秋本融合戦略企画官】 清原委員から今ご指摘のございました15ページのショッピング番組に関する記述につきましては、その上のボツにございます公表を求める制度とあわせて、ショッピング番組についてどう整理すべきなのかといったことも検討すべきであるという趣旨で書かせていただいたものでございます。制度といたしましては、放送番組ごとにどの種別に分類しているのか、この種別ごとの放送時間と、その分類に関する基本的な考え方を放送事業者は公表しなければならないといった制度を設計することが考えられまして、制度としてはそういう規定を整備する。

他方、ショッピング番組はそこからさらに一つの枝としてあるわけでございまして、広告に当たるのか当たらないのかという点。現在、放送事業者様の中には、ショッピング番組を教養という種別に分類されたり、その他という種別に分類されたり、自主自律の原則のもとでさまざまな分類がなされておりますが、この広告放送の範囲がどこまでなのか、ショッピング番組はどこに位置づけるべきなのかといった点につきまして、あわせて検討していくという趣旨でございます。

【長谷部主査】 清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。15ページ、番組規律のあのところで、調和原則、災害放送等を中心として、現在の番組規律をすべて維持するということと、自主自律の原則ということが流れの中で併記される中で、今、ご説明いただきました分類の基本的考え方の公表を求める制度の視聴者サイドに立った的確性というか、最適性というか、それを問題提起された上で一つの事例がショッピング番組であったということが認識できました。今回の見直しの中では、視聴者・受信者側の効用、メリットも重視していかなければなりませんので、例示していただいたことを含めて、より最適な調和といいましょうか、そうしたものを考えていくということで理解いたしました。ありがとうございます。

【長谷部主査】 大丈夫ですか。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。そういたしましたら、とりあえずこの点につきましては以上でよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、5のプラットフォーム規律、6の紛争処理機能の拡大、7の利用者利益の確保・向上のための規律、8のその他の論点、さらに9の総括、これにつきましてまとめてご審議をお願いできればと存じます。

それでは、秋本さんから19ページ以降の説明をお願いいたします。

エ 「５．プラットフォーム規律」、「６．紛争処理機能の拡大」、「７．利用者利益の確保・向上のための規律」、「８．その他の論点」及び「９．総括」

【秋本融合戦略企画官】 それでは、１９ページをご覧いただきたいと思います。

５．のプラットフォーム規律についてでございます。まず、既存のプラットフォーム規律でございます有料放送管理事業に係る規律の位置づけについてでございます。

この規律は「有料放送の役務の提供に関しまして、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務」に係るものでございまして、放送の業務に限定されたものでございます。

また、現時点でこれ以外のプラットフォーム規律が想定されていないこと等々も考え合わせまして、このプラットフォーム規律、有料放送管理事業に係る規律につきましては、コンテンツ規律の中に位置づけることが適当と記述をさせていただいております。

次に、６．の紛争処理機能の拡大についてでございます。

制度の大括り化・簡素化によりまして、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、連携してサービスを提供いたしますと、その分、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれるところでございます。

このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能につきまして、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当と記述をさせていただいております。

それから、７．の利用者利益の確保・向上のための規律についてでございます。

最初の「○」でございます。その２行目、現行法制におきまして利用者向けの情報提供義務、その規律に差異がございます。この差異の解消を図り、利用者保護・受信者保護などの観点から有料放送サービスに係る規律の整合化を図ることが適当であると記述させていただいた上で、具体的には、コンテンツ規律におきましても、放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、電気通信事業法におけます利用者向けの情報提供義務、具体的には、提供条件の説明義務、苦情処理義務、事業の休廃止に係る事前告知義務の規律を参考に、規定の整備をすることが考えられるといたしております。

お進みいただきまして２０ページ、その他の論点。まず、（１）特定の法人の位置づけについてでございます。

①はＮＴＴの扱いについてでございます。「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」におきまして、「ＮＴＴの組織問題につきましては、ブロードバンドの普及状況などを見極めた上で２０１０年時点で検討」とされていることを踏まえまして、「日本電信電話株式会社等に関する法律」、いわゆるＮＴＴ法につきましては、今般の法体系の大括り化の対象としないことが適当と記述させていただいております。

次に、②ＮＨＫの扱いについてでございます。

まずア、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とすることに関連いたしまして、ＮＨＫについてはどのように位置づけるべきかという点についてでございます。

NHKは、受信料という特殊な負担金によりまして、ここにお示ししておりますような目的を持ち、またテレビジョン放送等を「あまねく全国において受信できるよう」に措置する義務、「豊かでかつ良い放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように最大の努力を払う」義務等が課された特殊法人でございまして、こうしたNHKの位置づけは、新たな法体系の下でも変わるものではないことから、NHKにつきましては、現状どおり放送施設の設置と放送の業務、両方の業務を行うこととし、両方の手続を行う必要があるとすることが適当とさせていただきます。

次にイ、放送をする無線局の他用途利用につきまして、NHKについてはどう考えるべきかという点についてでございます。

放送をする無線局をNHKも開設し、運用されておられます。その他用途利用につきまして、既存の設備・ノウハウをもって行うことが可能なものであること等から、NHKの役割を損なわない範囲であれば、必ずしも否定されるものではないと考えられるところでございますが、他方で、NHKは放送を行うために法律により特別に設立された特殊法人でございまして、いたずらにその業務範囲を拡大すべきではないことから、慎重に検討することが必要であると記述させていただきます。

次に、ウは、法体系におきましてNHKの規定をどう位置づけるべきか。換言いたしますと、NTT法のような特殊法人法としてくくり出すか、くくり出さざるべきかという点についてございます。NHKは、放送メディアの多元性の根幹の一つとして位置づけられるものでございまして、こうした位置づけは、集約・大括り化されるコンテンツ規律の中で明確にされるべきものであることから、NHKに係る規定はコンテンツ規律として集約・大括り化することが適当である。独立させないことが適当であるという趣旨でございます。

(2)は既存事業者の位置づけでございまして、新たな法体系への移行に際しまして、承継規定を整備することが適当であるとしております。

21ページ、22ページは総括でございます。2.から8.までにおきまして、主として伝送設備、伝送サービス、コンテンツという3つの視点から、現行の法体系を見直し、個別の制度改革事項について検討を行ってまいりました。

これら個別の制度改革事項を積み上げてみた上で、2010年代以降、我が国を支えることとなる通信・放送の新たな法体系の要諦は、次の3点に総括できるものと考えられるといたしまして、冒頭挙げました3つの目的に即してまとめてございます。

(1)が制度の大括り化・簡素化でございまして、コンテンツ規律につきましては、現行の「放送法」を核として、放送関連四法の制度の大括り化を図ることが適当といたしております。

また、伝送サービス規律につきましては、現行の「電気通信事業法」を核として、制度の大括り化を図ることが適当といたしております。

さらに、伝送設備規律につきましても、制度の大括り化の一環として、一の無線局を通信・放送双方の目的に利用可能とする制度を整備することなどが適当である。

上記の大括り化に加えまして、更なる大括り化を図ることについて、先進諸国の法制をも踏まえ、法技術的に検討を行うことが適当といたしております。

(2)は経営の選択肢の拡大でございまして、まず①電波利用の柔軟化でございます。通信・

放送双方の目的に利用可能な無線局の免許制度の整備等に加えて、いわゆるホワイトスペースにつきまして、その活用可能性を踏まえ、必要な制度整備を行うことが適当といたしております。

また、②といたしまして、放送の経営の選択肢の拡大でございます。すべての放送につきまして、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、それらを複数事業者で分担して行うかにつきまして、事業者が選択して申請できる制度を整備することが適当といたしております。

また、③といたしまして、表現の自由享有基準について、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、その緩和又は弾力化について検討することが適当といたしております。

次のページに利用者・受信者の利益の保護にかかわる事項を3点まとめてございます。

まず、近年の放送中止事故の実情を踏まえ、放送を受信している受信者の利益を保護するため、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を放送・有線放送について整備することが適当といたしております。

また、②といたしまして、放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、教育、教養等の番組の種別、当該種別ごとの放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適当である。

また、ショッピング番組につきましても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、上記の公表を求める制度について必要な対応を図ることが適当といたしております。

さらに③でございますが、有料放送につきまして、提供条件の説明義務、苦情処理義務、事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備することが適当といたしております。

22ページまでにつきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、皆様のご審議をお願いできればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 19ページの「7. 利用者利益の確保・向上のための規律」の(1)の利用者保護規律の充実のところでは意見を申し上げたいと思います。

ここでまとめられておりますように、情報提供の確保とかその他電気通信事業法で規律されているものを、全体、この総合的な法体系で規律していくということについては当然のことです。賛成です。

ただ、今回のこの総合的な法体系における利用者保護規律がこれだけで本当によいのかということについては、幾つか考えていただきたいと思っているところがありまして、一つは前から何度か申し上げておりますが、特商法との関係で除外規定になっているものについては、それぞれの業法において消費者保護の規律がされていなければならないという規定になっていると私は理解しておりますので、その点に関してどういう消費者保護の規律が必要なのかについては、改めて検討をしていただければと思います。

それから、いろいろな消費生活センターに寄せられている相談の内容などを見ましても、通信や放送の取引の分野においては、広告や表示の問題が非常に多く出されています。そういう指摘

されている問題についても、この総合的な法体系で何か答えることができないのかということについても、改めて検討が必要なのではないかと思います。この分野のサービスはどんどん複雑になって、消費者には非常に難しいサービス内容にどんどんなっていくものだと思いますので、そういう意味でもきちんとした検討を、この場とは申しません、別の場で結構ですので、ご検討いただいて、それをここに反映させることをお考えいただければと思うのです。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。具体的にどういう書きぶりが可能かどうか、ちょっと検討させていただければと思いますが。

村上委員、お願いします。

【村上委員】 全体を通して読んでみて、総括のところの大括り化・簡素化という視点で読んでまいりますと、伝送サービス規律は「大括り化」という表現がされていまして、コンテンツ規律は「集約・大括り化」、NHKについても「集約・大括り化」という表現がされています。伝送設備については、集約も大括り化も表現としてはないという構造になっています。集約という視点でのまとめを最後、総括ではしておりませんが、これはこういう表現から読み取れということになりますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 その点について、細かいワーディングをもうちょっと気をつけて、整合性をとった形に改めていきたいと思っております。

集約・大括り化と特に強調しておりますコンテンツ規律や伝送サービス規律につきましては、例えば放送で4つの法律があるということでございまして、集約・大括り化ということで、少なくともこの4つの法律を一本化していくという姿勢をにじませているものでございます。また、伝送サービス規律につきましても、NTT法を別といたしましても、電気通信事業法と有線放送電話に関する法律があり、また放送法、あるいは有線テレビジョン放送法の中に、個別に見ますと伝送サービス規律ととらえてもよろしい規定がございますので、ここも集約・大括り化という言葉を使わせていただいております。

他方で伝送設備規律、設備に着目しますと、有線と無線は違う側面がございますので、必ずしも集約という言葉を使つてはございません。ただ、個別の制度、個別の規定を見てまいりますと、代表例がこの通信・放送両用の無線局でございしますが、目的に照らして通信業務用の無線局は通信にしか使えない、また放送用の無線局は放送に使うことが現状では規定されている、予定されているところがございますが、通信業務用を放送にも活用する、放送用を通信業務用にも活用できるようにするという大括り化の一環としての規定の整備を図らせていただき、また手続きの簡素化や透明化に係る電波法全般にわたる規定の見直しをするということでございまして、集約と言ったり、大括り化と言ったり、もうちょっと注意して言葉遣いを改めていきたいと思っております。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょうか。中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 同じく全体についてのコメントなのですが、この方向で法体系が改正されるとすれば、大変な大仕事になりますし、抜本的で有意義なことだと思います。したがって、国民にとってのこの仕事のメリットをこれからも明確にしていくということと、それから関係者の不安を払拭していくことによって、これを法律として実現させることが非常に重要で、ここから

が大変だと思います。国民にとってのメリットでいいますと、21ページなどにも書いてあるようなことで、経済の活性化、あるいは文化の発展にとってどのように資するのかという具体像を示すことが大事だと思うのですが、それはこの法律、法体系だけではなくて、同時並行で議論されているビジョンですとか、あるいは経済対策といった、様々なトータルな政策の一環として展望を示していくことが有効なのではないかと考えます。

それから、関係者にとっての不安と申し上げましたけれども、大きく制度を動かしますと、いろいろと不安も出てくるだろうと思います。例えば、経営の選択肢を拡大するということで、ハード・ソフトの選択制を導入すると書かれているわけですがけれども、逆にこれは経営に枠をはめるものではなくて、従来のビジネスモデルを維持したいと望む事業者が安心できるような仕組みをまた考えなければいけないかもしれない。こういった法文ですとか、運用方針などに落とし込んでいく際に、いろいろとここではまだ書かれてないような配慮すべき事項が出てくると思いますので、そういったことを進めていく必要があろうかと思えます。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 その他の論点のところで、NTTとNHKに対する記述がございます。ご案内のようにNHKは特殊法人ですがけれども、特別な法律に基づくというよりも、放送法の中でNHKの設立根拠が書かれているわけですがけれども、すぐにそれを独立して、特殊法人としてのNHK法をつくるというのは確かに無理とは思いますがけれども、将来の方向性としてはそういう形でいくべきであるかどうか、これはあまり議論してないですがけれども、そこら辺がもう少し踏み込んで書かれると、さらにいいのではないかと。これは公共放送を運営されているNHKご自身がどう考えておられるのかもよくわからないのですがけれども、ここについては今回の法改正の中に加えてもいいのですがけれども、その後、ずっとそういう形でいくのか、将来的に特殊法人としての特別法をつくっていくのか、そこら辺で何か方向性が出ればいいのかと考えています。

【長谷部主査】 方向性が出ると本当にいいなとも思います。中期的な話の議論をこれからするというのも、なかなか難しいところがあるかなと思います。

多賀谷委員、何かございますか。

【多賀谷専門委員】 全体ということで、前のところを聞いてもよろしいですか。

【長谷部主査】 はい。

【多賀谷専門委員】 このような形で、特に放送の施設の設置と放送の業務について、手続きを分けて仕組みをつくるのは非常に有意義なことで、まさに今までは実態としてそれに近い取扱いをしなければいけないのに、それを電波法なり、放送法なり、やり繰りして規定していたのをこういう感じで明確にすることは、国民にとっても非常に有益なことだろうと思います。

それから、特に先ほど村上委員が基本計画以外の放送についてと言ったのですが、私の理解では、基本計画以外の放送は、それがあ程度ダイナミックに今後発展していく可能性をできるだけつくっておいたほうがいいだろうと。ここでは一般衛星放送と地上波の電波利用の柔軟化により実現する放送だけになっていますけれども、当然、電気通信役務利用放送もこれに入りますし、そこら辺の形で、ある程度、認定制ではなくて、登録制という形で出てくるような放送にコンテ

ンツが自由に流れ込んでくることになるように、そこでボトルネックができないような透明な仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

本日、岡田、藤沢委員はまだご発言をしていらっしゃいませんが。ひとまず、よろしゅうございますか。村上委員、お願いします。

【村上委員】 先ほどの菅谷委員のNHKについてのご意見は、この取りまとめでは現状どおり両方行うこととして、両方の手続きを行う必要があることが適当であるという整理をしているわけですが、そこに対してクエスチョンマークをつけるべきだというご意見ですか。

【菅谷専門委員】 すみません。もう一度。

【村上委員】 NHKについて別途の、要するにNHK法というのを切り出すべきかどうかというご意見の背景というのは、今の体系では中にはおさまりにくいというご判断ですか。

【菅谷専門委員】 そうですね。大体ほかのいわゆる法律でつくられた株式会社って、全部特別法でつくられているのではないのですか。全部調べたわけではないのですけども。ということで、NHKだけなので、この情報通信法の中に入ってしまうのかというのが疑問として残ります。

【長谷部主査】 秋本さん、それでは。

【秋本融合戦略企画官】 私ども事務局が負っている宿題といたしましては、なるべく制度を大括り化していく方向で考えるという宿題を負っていると思っております。ですので、放送法の中からNHKに関する規定をくり出すというのは、むしろ逆ベクトルかなと思ひまして、また放送の世界ではよく二元体制ということがよく言われております。公共放送と民放との二元体制によって、豊かな放送が実現されてきているということ等も勘案いたしまして、コンテンツ規律の中に引き続きNHK関連規定を位置づける。さらなる大括り化についても、伝送サービス、伝送設備をあわせて検討していくということが、私どもに課せられている宿題と思っております。2010年時点の法体系といたしましては、できますればこの大括り化の方向でコンセンサスを得たいと思っているところでございます。

【長谷部主査】 その辺は菅谷委員も十分ご承知。

【菅谷専門委員】 2010年ではそのようにしていただいて結構ですけれども、中期的な話でということですね。中長期ということですね。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 そうですね。NHKについては中期的に将来ということで、また新たな委員会がつくられてもいけないかなという感じもいたしますので、そういうところでおさめていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、本日はこんなところでよろしゅうございますでしょうか。本日、特にないということでしたら、これで本日の審議を終了させていただければと存じます。

次回の会合でございますが、本日ご審議いただきました取りまとめの方向性（案）を踏まえまして、関係者からのヒアリングを行うことといたしたいと存じます。次回の第18回の会合ですが、6月9日の17時、午後5時から開催をいたしたいと存じます。事務局から特に何かご

ざいますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 開催場所等につきましては、また別途ご連絡をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第17回）」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以 上